

市第28号議案

横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会条例の制定

横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会条例

（設置）

第1条 横浜マリンタワーの適正な運営及び維持管理等を図るため、市長の附属機関として、横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 横浜マリンタワーの運営及び維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他横浜マリンタワーの運営及び維持管理等に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条第1号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(臨時委員)

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化観光局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1号の事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

横浜マリンタワーの適正な運営及び維持管理等を図る目的で、市長の附属機関として横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会を設置するため、横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

第 138 条 の 4 （ 第 1 項 及 び 第 2 項 省 略 ）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条 の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。